

## 均等割も所得割も課税されない人

---

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 本人が障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額〔※1〕が 135 万円以下である人

## 均等割が課税されない人

---

前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である人

- ア 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合...  $28 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 17 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$
- イ 控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合... 38 万円

## 所得割が課税されない人

---

前年の総所得金額等〔※2〕が、次の算式で求めた額以下である人

- ア 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合...  $35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$
- イ 控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合... 45 万円

〔※1〕合計所得金額とは、

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、特別控除前の分離長期譲渡所得の金額、特別控除前の分離短期譲渡所得の金額、譲渡損失の繰越控除前の株式等に係る分離譲渡所得等の金額、損失の繰越控除前の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

〔※2〕総所得金額等とは、

前記の「合計所得金額」から純損失又は雑損失の繰越控除、株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引に係る損失の繰越控除を適用したあとの金額